

議員提出議案第 2 号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 7 番 片 岡 ちとせ 2 9 番 木 村 ひでこ
 3 0 番 三小田 准 一 3 1 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

保育料完全無償化のため保育料を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、3 歳未満児（支給認定教育・保育、法第28条第 1 項第 1 号に規定する理由により受けた特定教育・保育、特定地域型保育、法第30条第 1 項 1 号に規定する理由により受けた特定地域型保育又は法第30条第 1 項第 2 号に規定する特定利用地域型保育が行われた年度の初日の前日における年齢がそれぞれ 3 歳未満の小学校就学前子どもをいう。）に係る区立保育所支給認定教育・保育保育料は、0 円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月以後の月分の区立保育所支給認定教育・保育保育料について適用し、同月前の月分の区立保育所支給認定教育・保育保育料については、なお従前の例による。